

対日平和条約第2条が世界に及ぼした影響

高井 晋
(日本安全保障戦略研究所理事長)

はじめに

日本が直面する島嶼領土の問題、すなわち北方四島問題、竹島問題及び尖閣諸島問題は、第2次世界大戦の講和条約である対日平和条約第2条の規定に起因する。連合国は、日本との戦争を始めるにあたり、カイロ宣言を発し、対日戦争の目的を日本が暴力と貪欲で奪った領域から駆逐すると決定した。さらに、第2次世界大戦の勝勢が連合国側に傾いた頃、連合国は、日本への武力攻撃を停止する条件としてポツダム宣言を発し、その第8項で日本の主権が及ぶ範囲を連合国が決定することを認めるよう要求し、日本はこれを受諾した。

かくして対日平和条約第2条の領土処理の結果、今日、(a) 項は南北朝鮮の分断国家の誕生と竹島の領有権問題、(b) 項は中台間の兩岸関係と尖閣諸島の領有権問題、(c) 項はロシアとの北方領土の領有権問題、(d) 項は日本の国連加盟問題と自衛隊の地位問題、(e) 項は南極の活動問題、(f) 項は南シナ海における島嶼の領有権問題などが発生している。

1 対日平和条約第2条の (a) 項が世界に及ぼした影響

対日平和条約第2条の (a) 項は、以下のように規定する。すなわち「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」この条項は、今日、朝鮮半島の分断、北朝鮮による核ミサイル開発やロシア・ウクライナ戦争への派兵、日本との竹島領有紛争など、世界の安全保障にかかわる多くの問題をもたらしている。

(1) 朝鮮動乱と朝鮮半島の分断国家

日本は、(a) 項でそれまで日本領だった朝鮮の独立を認めたが、対日



(出典: https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/tenjikan/pdf/kikaku_210928.pdf)

平和条約が発効する前の1948年8月15日に韓国、そして9月9日に北朝鮮の2つの国家が相次いで独立を宣言した。その後北朝鮮は、朝鮮半島の統一を目指して突如1950年6月24日に韓国へ侵攻した。この朝鮮動乱は、1953年7月23日に休戦協定が締結され、北緯38度線に軍事境界線が引かれ、戦闘部隊が対峙して現在に至っている。

国連安保理は、1950年6月25日に決議82を採択して北朝鮮の行動を平和の破壊と決定し、即時停戦と北朝鮮軍に対し38度線までの撤退を要請した。続いて6月27日に決議83を採択し、国連加盟国に対し必要な援助を韓国に与えることを勧告した。さらに7月7日になり、決議84で国連加盟国に対し兵力提供を要請し、米国に司令官の指名を要請

するとともに朝鮮国連軍（有志連合軍）に国連旗の使用を許可した。

国連安保理決議に呼応して軍事援助を提供した国は26か国で、そのうち16か国が戦闘部隊を提供した。また米国は、7月30日に連合国総司令官のマッカーサー元帥を朝鮮国連軍司令官に指名し、韓国軍は米軍の指揮下で参戦した。この朝鮮動乱は、1953・7・23休戦協定の締結により、現在も休戦のまま北緯38度線で対峙している。その後の2024年に北朝鮮は憲法を改正し、韓国を敵対国として位置付け、核ミサイルの開発を推進して、朝鮮半島の安全保障環境を緊迫化させている。

（2）北朝鮮の軍拡とロシアへの兵力提供

北朝鮮の最大関心事は、金王朝の存続であり、国家安全保障確保の問題であると言えよう。北朝鮮は、2002年に核拡散防止条約を脱退して核兵器の開発を促進し、米国からの安全保障を確保するためにミサイルの開発に邁進した。国連安保理は、2006年に決議1718を採択し、北朝鮮による軍拡を平和に対する脅威と認定し、国連憲章第7章第41条に基づく経済制裁措置を決議した。

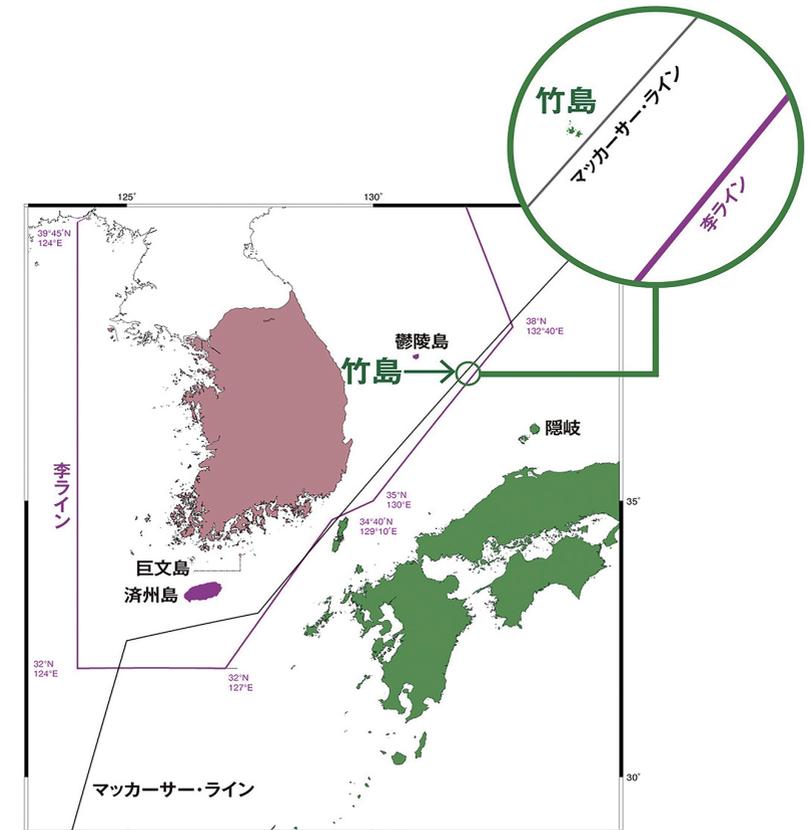
国連総会は、その後も決議1874（2009年）、決議2094（2013年）、決議2270（2016年）、決議2371（2017年）、決議2375（2017年）、決議2397（2017年）を相次いで採択して、核実験や弾道ミサイル技術使用の停止、ミサイル発射モラトリアムに関する約束の確認、決議1718の義務履行の要求と禁輸対象品目の追加などを行っているが、北朝鮮はこれらの決議を無視し続け、現在、核ミサイル開発を継続しているのは前述したとおりである。

また、北朝鮮とロシア両国は、2024年6月19日、「国家主権の相互尊重、領土への不侵略、内政不干渉、平等、その他の国際法の原則に基づく恒久的パートナーシップを発展させる」ことを目的に、北朝鮮と「包括的戦略的パートナーシップ条約」に調印した。同条約の第4条は、もし一方の当事国がいかなる国または複数の国から武力攻撃を受けて戦争状態に陥った場合は、他方の当事国は遅滞なく国連憲章第51条およびロシア連邦法および北朝鮮の法律に基づいて、利用可能な軍事および他の支援を提供することを約束した。北朝鮮は、同年、ロシアからの兵器技術の提供の見返りに、この条項に基づいて約1万5千人規模の正規兵をロ

シアへ提供した。これら北朝鮮兵士はロシア領クルスク州でウクライナ兵と戦闘中である。

（3）日本の竹島に対する領有権主張

韓国は、対日平和条約が成立する直前の1952年1月に「海洋主権宣言」を発表し、竹島を含む韓国の周辺海域に対する主権を一方的に宣言した。韓国が主権を宣言した海域を取り囲む線は、当時の大統領の名にちなみ李承晩ラインと呼ばれた。さらに韓国は、竹島の不法占拠に向けて力による現状変更を企て、1953年6月頃から李承晩ライン内における日本人の漁獲活動を違法操業として取り締まり、7月には海上保安庁の巡視



■ サンフランシスコ平和条約第2条a項において言及された島

(出典：<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/taiou/takeshima/takeshima02-05.html>)

船「へくら」に対し銃撃を行った。翌年6月頃には韓国の沿岸警備隊が竹島に常駐を開始したため、日本は、同年9月、竹島の領有権問題を国際司法裁判所(ICJ)で解決を図ろうとしたが、韓国はこれに同意しなかった。その後日本は、1967年と2012年の2回にわたってICJへの提訴を試みたが不調に終わっている。

韓国は、独島と呼んでいる竹島の領有権をカイロ宣言、ポツダム宣言そしてSCAPIN677を根拠として、対日平和条約(a)項で放棄した「朝鮮」の一部であると主張している。SCAPIN677は、連合軍総司令部が1946年1月に占領政策として、一部の地域に対し、日本国政府が政治上または行政上の権力暫定的に停止するよう指令したもので、日本を囲むように引かれた線は、マッカーサー・ラインと呼ばれ、竹島はその外側に置かれていた。しかし第6項で「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合軍の政策を示すものと解釈されてはならない」と明記されており、竹島が韓国領と主張する根拠とならない。

また韓国は、韓国の古文書の中に独島の記載があり、この事実は、独島が歴史的に韓国の領土であったと主張しているが、これらの古文書には于山島や三峯島の記載はあるが、これらの島が独島であるとする記載は見られない。さらに韓国は、歴史上の根拠を大韓帝国の「勅令第41号」(1900年)に求め、独島を鬱島郡の管理下に置いているので無主地ではないとする。確かに鬱島郡の行政区域が「鬱島全島と竹島・石島」と定められているが、韓国は、その石島を今日の独島とする実証ができていない。かくして韓国の竹島領有権主張は、確たる根拠が示されてないまま、現在、韓国は不法占拠を続けている。

2 対日平和条約第2条の(b)項が世界に及ぼした影響

(1) 東アジアの安全保障環境

対日平和条約第2条(b)項は、「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定しており、中華人民共和国(以後、中国)は、(a)項を根拠にして台湾とその付属諸島に対し領有権を主張している。すなわち、中華民国(以後、台湾)は中国の

一部であるとする主張で、今日の中国による台湾統一問題の遠因となった。今日、ロシアによるウクライナへの軍事侵略の結果いかんでは、中国の武力による台湾統一の懸念が世界の関心事となっている。

日本は、日清戦争の講和条約(1895年4月)で台湾とその付属諸島を割譲し、第2次世界大戦後まで統治していたが、同大戦の降伏文書と「一般命令」第1号に基づき、1945年9月、台湾に在った日本軍に投降命令を発した。連合軍は、中国共産党との内戦に敗れた中国国民党軍に台湾島を統治させることに決定した。同年10月に第19代台湾総督安藤大将が降伏文書に署名し、国民党軍は正式に台湾統治に着手した。日本政府は、1952年に台湾政府と日華平和条約(1952年4月)を締結し、台湾と国交を開始したが、1972年に日中国交正常化により同条約は無効となり、日本は台湾と外交関係を断絶した。これ以降日本は、中国の台湾統一問題に言及できない状況が続いている。

(2) 国連代表権問題と中台関係

中国共産党は、中国国民党との内戦に勝利し、1949年に共産党が支配する中国を樹立したが、国際的には孤立していた。しかし英国が中国を国家承認したことから、冷戦の進行とともに、中国は徐々に国際社会に受け入れられていった。国連は、1971年10月に「アルバニア案」を賛成多数で採択し、中国が台湾に代わって国連の代表権を獲得した。その後米国は、対ソ戦略上、それまでの中国敵視政策を修正し、1972年2月にニクソン大統領が訪中して上海コミュニケに署名した。米中両国は、1979年に国交正常化を果たし、米国は、台湾政府と国交を断行したが、台湾の安全保障に対する責任上、台湾関係法を制定し、台湾と実務関係を維持してきた。

日中関係については、1972年9月に当時の田中首相が訪中して日中共同声明に署名し、1978年8月に平和友好条約を締結した。日本は中国と国交正常化したことから、台湾との国交を断絶し、今日に至るまで実務関係を継続している。また日本は、日中共同声明の第3項で、台湾は中国の領土の不可分の一部であるとする中国の立場を尊重することに同意した。中国は、武力による台湾統一を辞さず、周辺諸国に対し力による現状変更を強要し、東アジアの安全保障環境を悪化させている。さ